別紙

○　景観法運用指針（平成 16 年 12 月 17 日付け 16 農振 1618 号・国都計第 111 号・環自国発 041217001 号農林水産事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官通知）の新旧対照表

新規制定	現　　行
景 観 法 運 用 指 針 令和8年3月 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 環　境　省	景 観 法 運 用 指 針 平成16年12月 改正：平成17年6月 平成17年9月 平成21年12月 平成23年9月 平成26年7月 平成28年3月 平成30年4月 令和　4年3月 令和　6年7月 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 環　境　省
Ⅰ～Ⅳ （略）	Ⅰ～Ⅳ （略）
Ⅴ　法の運用の在り方 1　景観計画	Ⅴ　法の運用の在り方 1　景観計画

(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3) 景観計画に定める事項	(3) 景観計画に定める事項
①（略）	①（略）
② 個別事項についての考え方	② 個別事項についての考え方
1)～2)（略）	1)～2)（略）
3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
A.（略）	A.（略）
B.（略）	B.（略）
C. 景観形成基準	C. 景観形成基準
景観形成基準は、景観計画区域全体で一のものとする必要はなく、景観上の特性が異なる場合等、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区における行為ごとに異なる基準とすることが望ましい。例えば、景観計画区域内において、質の高い景観まちづくりを目指すための地区として重点地区を定めた場合には、規制誘導を積極的に図るため、個々の通りや地域の特性に応じたきめ細かな景観形成基準を設定すること等が望ましい。また、建築物や工作物の規模や高さによって、地域の景観に与える影響が異なることが想定される場合には、行為の規模、類型ごとに異なる基準とすることも考えられる。	景観形成基準は、景観計画区域全体で一のものとする必要はなく、景観上の特性が異なる場合等、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区における行為ごとに異なる基準とすることが望ましい。例えば、景観計画区域内において、質の高い景観まちづくりを目指すための地区として重点地区を定めた場合には、規制誘導を積極的に図るため、個々の通りや地域の特性に応じたきめ細かな景観形成基準を設定すること等が望ましい。また、建築物や工作物の規模や高さによって、地域の景観に与える影響が異なることが想定される場合には、行為の規模、類型ごとに異なる基準とすることも考えられる。
景観形成基準は、法第 16 条第 3 項の勧告又は法第 17 条第 1 項の変更命令の基準となるものであることから、可能な限り客観的な基準とすることが望ましい。特に、同項の特定届出対象行為に係る景観形成基準については、少なくとも例示を示す等、明示的な基準とすべきである。また、景観形成基準の作成の背景や設定の根拠、地域の景観の目標像や特性等に加え、定性的な基準の場合にはそ	景観形成基準は、法第 16 条第 3 項の勧告又は法第 17 条第 1 項の変更命令の基準となるものであることから、可能な限り客観的な基準とすることが望ましい。特に、同項の特定届出対象行為に係る景観形成基準については、少なくとも例示を示す等、明示的な基準とすべきである。また、景観形成基準の作成の背景や設定の根拠、地域の景観の目標像や特性等に加え、定性的な基準の場合にはそ

の解釈や運用の考え方についても整理し、関係者間で理解・共有しておくことが望ましい。 　また、令第５条第１号イの「建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること」とは、例えば、通常、人が利用できなくなるような建築物の形態を定めたり、工作物の機能を発揮できない形態を定めることにより結果的に工作物の建設ができなくなる等の過度な制限を行う場合が考えられる。 　なお、同号ロの「一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること」とは、建築若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度、壁面の位置の制限又は敷地面積の最低限度を定める際に、相互に矛盾せず一体としての景観上の効果を発揮するように定めるという趣旨であって、全ての事項を定める必要があるというものではない。 　また、同条第 3 号の「当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること」とは、例えば、水面の埋立て後の状況について植栽等の修景の方法や態様について定めることが考えられるものである。 　地域の特性に適さない建築物又は工作物が設置されることにより、地域の良好な景観の形成が阻害され、形態意匠や高さに関する規制誘導のみでは、景観計画の目的を十分に達し得ない場合が想定される。これらについて一定の制限を設ける手段として、景観計画の中で、制限すべき対象施設を明確にした上で、法第 8 条第 4 項第 2 号ニに基づき、樹木等により当該対象施設が見えないようにするなど、眺望対象に影響を及ぼす範囲に当該対象施設が視認され	の解釈や運用の考え方についても整理し、関係者間で理解・共有しておくことが望ましい。 　また、令第５条第１号イの「建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること」とは、例えば、通常、人が利用できなくなるような建築物の形態を定めたり、工作物の機能を発揮できない形態を定めることにより結果的に工作物の建設ができなくなる等の過度な制限を行う場合が考えられる。 　なお、同号ロの「一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること」とは、建築若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度、壁面の位置の制限又は敷地面積の最低限度を定める際に、相互に矛盾せず一体としての景観上の効果を発揮するように定めるという趣旨であって、全ての事項を定める必要があるというものではない。 　また、同条第 3 号の「当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること」とは、例えば、水面の埋立て後の状況について植栽等の修景の方法や態様について定めることが考えられるものである。

ないように、見え方についての景観形成基準を定める方法が考えられる。この方法による場合、法第 16 条第 3 項に基づく勧告により、改善を促すことが可能なことから、景観の保全の観点において一定の効果が期待される。なお、眺望点から視認される範囲に制限を限定するなど、過度な制限とならないようにする必要がある。 DX・GX の進展によって電力需要の増加が見込まれる中、再生可能エネルギーを最大限活用していくことが重要であるが、近年、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設（以下「再エネ施設」という。）の設置によって、地域の自然環境、安全、景観の面から懸念が生じている事例が見られる。この点、景観上の懸念に対しては、景観形成基準において、眺望対象に影響を及ぼす範囲には再エネ施設が視認されないよう見え方について制限することや、規模に上限を設けることが可能である。さらに、再エネ施設の設置に先立って行われる「土地の形質変更」や「木竹の植栽又は伐採」を届出対象行為とすることで、事業着手前の段階から、届出者に当該基準を覚知させることができる。併せて、環境影響評価法・環境影響評価条例や森林法等の他法令に基づく事業着手前の手続の段階においても、当該基準を景観行政団体が事業者に向けて周知することが、トラブル防止の観点から望ましい。これらを踏まえ、再エネ施設と地域との共生に向けて、他法令による制限の可能性も考慮しつつ、景観法を積極的に活用することが望ましい。 無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、迂回配線・屋側配線等の配線方法の形態意匠の制限に加え、電柱等の設置位置に対する制限を行うことで、無電柱化を推進する	景観形成基準に関しては、無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、軒下配線・裏配線等により配線の工夫

ことも可能である。	を図る旨を定めることで、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である。
4)～8)（略）	4)～8)（略）
③（略）	③（略）
(4) 策定・変更手続	(4) 策定・変更手続
①（略）	①（略）
② 住民の意見を反映させるために必要な措置 法第 9 条第 1 項において、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとされている。これは、①で述べたような趣旨にかんがみ、景観計画の案の作成の段階から、住民の意見をできるだけ反映させるための規定である。住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催、広報紙やインターネット等による案の公開と意見募集、まちづくりの方向・内容等に関するアンケートの実施、景観協議会等を中心とした案の提案等各種方策を、地域の実情に応じて実施することが望ましい。 また、景観計画の策定時には顕在化していなかったが、その後の社会経済情勢の変化によって新たに景観上の課題が発生することも考えられる。一部の再エネ施設のように、地域において景観の面から懸念が生じている事例が見られる場合は、改めて、良好な景観の形成の観点から必要な行為の規制のあり方について住民の意見を十分に反映した上で、景観計画を改定することが望ましい。 なお、同項に規定する「住民」には、景観計画の対象地域において事業を営む法人も含まれるものである。	② 住民の意見を反映させるために必要な措置 法第 9 条第 1 項において、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとされている。これは、①で述べたような趣旨にかんがみ、景観計画の案の作成の段階から、住民の意見をできるだけ反映させるための規定である。住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催、広報紙やインターネット等による案の公開と意見募集、まちづくりの方向・内容等に関するアンケートの実施、景観協議会等を中心とした案の提案等各種方策を、地域の実情に応じて実施することが望ましい。 なお、同項に規定する「住民」には、景観計画の対象地域において事業を営む法人も含まれるものである。
③～④（略）	③～④（略）
(5)～(6)（略）	

	(5)～(6)（略）
2～5（略）	2～5（略）
6　景観地区 (1)～(8)（略） (9)工作物に関する制限 ①（略） ②　工作物の制限の基準 工作物の形態意匠の制限について、令第20条第1号にいう「当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること」とは、景観地区においては、必ず建築物の形態意匠についての制限が定められていることから、建築物の形態意匠の制限と、工作物の形態意匠の制限が調和し、又は補完し合うことによって、当該地区の良好な景観の形成に寄与するよう定めることとの趣旨である。また、無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、迂回配線・屋側配線等により配線の工夫を図る旨を定めることで、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である。 （略） ③～⑥（略） (10) 開発行為に関する規制 ①（略） ②　開発行為等の規制の基準	6　景観地区 (1)～(8)（略） (9)工作物に関する制限 ①（略） ②　工作物の制限の基準 工作物の形態意匠の制限について、令第20条第1号にいう「当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること」とは、景観地区においては、必ず建築物の形態意匠についての制限が定められていることから、建築物の形態意匠の制限と、工作物の形態意匠の制限が調和し、又は補完し合うことによって、当該地区の良好な景観の形成に寄与するよう定めることとの趣旨である。また、無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、軒下配線・裏配線等により配線の工夫を図る旨を定めることで、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である。 （略） ③～⑥（略） (10) 開発行為に関する規制 ①（略） ②　開発行為等の規制の基準

開発行為の規制の基準について、令第 22 条第 3 号イにいう「開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法(のり)の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について行うこと。」とは、開発行為後の土地の状況が、周辺の状況等からみて地域の景観を乱さないように、法(のり)の高さ、予定される建築物の敷地の最低限度又は植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めることである。例えば、法(のり)の高さの最高限度には、一定の数値を定める場合のほか、法(のり)の各部分について、法(のり)の最低の高さの部分からの水平距離に対する一定の割合としての高さの最高限度を定め、圧迫感を軽減することや、これらの組合せにより圧迫感を抑えつつ全体の規模を抑えること等も考えられる。また、植栽が行われる土地の面積の最低限度については、地域において一律の数値を定める場合のほか、例えば、地域の実情に応じて、建築物の敷地の面積に対する割合としての土地の面積の最低限度を定めることや、建築物の敷地の規模に応じて最低限度を定めること等も考えられる。なお、予定される建築物の敷地の最低限度は、景観計画における開発許可の基準の付加と異なり、その上限は定められておらず、良好な景観の形成のため必要な場合に、地域における建築物の敷地の現状等を勘案し、過重な負担とならない範囲で適切な数値を定めるべきである。

景観地区内における令第 21 条各号に掲げる行為のうち、同条第 1 号

開発行為の規制の基準について、令第 22 条第 3 号イにいう「開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法(のり)の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について行うこと。」とは、開発行為後の土地の状況が、周辺の状況等からみて地域の景観を乱さないように、法(のり)の高さ、予定される建築物の敷地の最低限度又は植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めることである。例えば、法(のり)の高さの最高限度には、一定の数値を定める場合のほか、法(のり)の各部分について、法(のり)の最低の高さの部分からの水平距離に対する一定の割合としての高さの最高限度を定め、圧迫感を軽減することや、これらの組合せにより圧迫感を抑えつつ全体の規模を抑えること等も考えられる。また、植栽が行われる土地の面積の最低限度については、地域において一律の数値を定める場合のほか、例えば、地域の実情に応じて、建築物の敷地の面積に対する割合としての土地の面積の最低限度を定めることや、建築物の敷地の規模に応じて最低限度を定めること等も考えられる。なお、予定される建築物の敷地の最低限度は、景観計画における開発許可の基準の付加と異なり、その上限は定められておらず、良好な景観の形成のため必要な場合に、地域における建築物の敷地の現状等を勘案し、過重な負担とならない範囲で適切な数値を定めるべきである。

景観地区内における令第 21 条各号に掲げる行為のうち、同条第 1 号

の「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」については、景観地区内の地形が当該地区の良好な景観の形成に与える影響が大きい場合が多いものであることから、例えば、土地の形質の変更について、圧迫感を軽減するように法（のり）の高さ等について定めることや、法（のり）面等が周辺の景観と調和するように、その材質、形状、緑化の措置等について定めることが考えられる。また、土石の採取や鉱物の掘採の方法について、露天掘り等の景観に影響の大きい方法を避けたり、採取又は掘採後の植栽等により修復することや、採取又は掘採中の景観を保全するための遮蔽の方法を定めることも考えられる。 同条第２号の「木竹の植栽又は伐採」とは、建築物の敷地内や建築物の間に介在する緑地における木竹を対象とすることが通常想定されるものであって、林業を営むための森林の皆伐を規制対象とすることはおおよそ想定されるものではない。 同条第３号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、これらの物件の堆積により、不良な景観が形成されるおそれがあるものであることから、例えば、堆積の高さ等の規模、遮蔽の方法、堆積を禁止する場所等について定めることが考えられる。 同条第４号の「水面の埋立て又は干拓」については、建築物及びその敷地と一体となって良好な景観を形成している場合において、例えば、埋立て後の土地に植栽を行うこと等を定めることが考えられ、海面、河川等の水面一般に広く設定することはおよそ想定されるものではない。 地域の特性に適さない建築物又は工作物が設置されることにより、地域の良好な景観の形成が阻害される場合、当該対象施設の設置に先立	の「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」については、景観地区内の地形が当該地区の良好な景観の形成に与える影響が大きい場合が多いものであることから、例えば、土地の形質の変更について、圧迫感を軽減するように法（のり）の高さ等について定めることや、法（のり）面等が周辺の景観と調和するように、その材質、形状、緑化の措置等について定めることが考えられる。また、土石の採取や鉱物の掘採の方法について、露天掘り等の景観に影響の大きい方法を避けたり、採取又は掘採後の植栽等により修復することや、採取又は掘採中の景観を保全するための遮蔽の方法を定めることも考えられる。 同条第２号の「木竹の植栽又は伐採」とは、建築物の敷地内や建築物の間に介在する緑地における木竹を対象とすることが通常想定されるものであって、林業を営むための森林の皆伐を規制対象とすることはおおよそ想定されるものではない。 同条第３号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、これらの物件の堆積により、不良な景観が形成されるおそれがあるものであることから、例えば、堆積の高さ等の規模、遮蔽の方法、堆積を禁止する場所等について定めることが考えられる。 同条第４号の「水面の埋立て又は干拓」については、建築物及びその敷地と一体となって良好な景観を形成している場合において、例えば、埋立て後の土地に植栽を行うこと等を定めることが考えられ、海面、河川等の水面一般に広く設定することはおよそ想定されるものではない。

って行われることとなる同条第 1 号から第 4 号の行為を許可制とすることで、土地の形質の変更や木竹の伐採等の基準に適合しない計画を不許可とすることができ、景観形成基準による届出・勧告のみの規制よりも実効性の高い規制が可能である。 また、令第 22 条第 3 号ロにいう「当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと」については、例えば、土石の採取や鉱物の掘採のように長期間その行為が継続するものについては、当然のことながら、地域の景観形成に著しい不調和を生じさせないために、植栽等による遮蔽の方法等の行為を行う際の基準を定めることが可能である。 令第 22 条第 3 号ハの「これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。」の趣旨は、景観計画区域でこれらの制限に相当する制限が行われている場合に、令第 10 条第 1 号において、景観地区開発行為等制限条例に基づき行われる許可又は協議に係る行為が、景観計画区域内において法第 16 条第1項に規定する行為を行う場合に必要とされる届出の適用除外とされていることから、景観地区開発行為等条例で、景観計画区域における規制よりも緩い規制を定めることのないようにしているものである。 (11)～(12) (略)	また、令第 22 条第 3 号ロにいう「当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと」については、例えば、土石の採取や鉱物の掘採のように長期間その行為が継続するものについては、当然のことながら、地域の景観形成に著しい不調和を生じさせないために、植栽等による遮蔽の方法等の行為を行う際の基準を定めることが可能である。 令第 22 条第 3 号ハの「これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。」の趣旨は、景観計画区域でこれらの制限に相当する制限が行われている場合に、令第 10 条第 1 号において、景観地区開発行為等制限条例に基づき行われる許可又は協議に係る行為が、景観計画区域内において法第 16 条第1項に規定する行為を行う場合に必要とされる届出の適用除外とされていることから、景観地区開発行為等条例で、景観計画区域における規制よりも緩い規制を定めることのないようにしているものである。 (11)～(12) (略)
7 準景観地区 (1)～(3)(略)	7 準景観地区 (1)～(3)(略)

(4) 準景観地区内における規制 ①(略) ②開発行為等について規制をする場合の基準 1)基本的考え方 準景観地区においては、開発行為等について、条例で良好な景観を保全するために必要な規制をすることができることとされている(法第75条第2項、令第21条)。これらの行為は、当該地区ごとの地形や、保全すべき良好な景観の内容等によって、当該地区の景観に与える影響の大きさや程度が異なるものである。このため、地域における良好な景観を保全するために、どのような行為を対象としてどのような規制を行うことが適切であるかを判断し、必要な行為について適切に規制を行うことが望ましい。 当該規制を定める際の基準については、令第24条の規定により、令第22条の景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準を準用している。規制を担保するため、開発行為等を行おうとする場合の市町村長の許可を定めることとされている。なお、準景観地区は「現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図る」ため指定するものであることから、区域の良好な景観の保全を図るために必要な規制対象について必要な事項を適切に選択し、それぞれについて目的の達成に必要な規制の程度を考慮しつつ定めることが望ましい。 準景観地区内における「開発行為」及び令第21条各号に掲げる行為のうち「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」については、当該地区の地形が良好な景観に大きく寄与している場合が多いものであることから、例えば、土地の造成について、圧迫感を軽減するように法(のり)の高さ等について定めることや、周囲の景観との調和の観	(4) 準景観地区内における規制 ①(略) ②開発行為等について規制をする場合の基準 1)基本的考え方 準景観地区においては、開発行為等について、条例で良好な景観を保全するために必要な規制をすることができることとされている(法第75条第2項、令第21条)。これらの行為は、当該地区ごとの地形や、保全すべき良好な景観の内容等によって、当該地区の景観に与える影響の大きさや程度が異なるものである。このため、地域における良好な景観を保全するために、どのような行為を対象としてどのような規制を行うことが適切であるかを判断し、必要な行為について適切に規制を行うことが望ましい。 当該規制を定める際の基準については、令第24条の規定により、令第22条の景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準を準用している。規制を担保するため、開発行為等を行おうとする場合の市町村長の許可を定めることとされている。なお、準景観地区は「現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図る」ため指定するものであることから、区域の良好な景観の保全を図るために必要な規制対象について必要な事項を適切に選択し、それぞれについて目的の達成に必要な規制の程度を考慮しつつ定めることが望ましい。 準景観地区内における「開発行為」及び令第21条各号に掲げる行為のうち「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」については、当該地区の地形が良好な景観に大きく寄与している場合が多いものであることから、例えば、土地の造成について、圧迫感を軽減するように法(のり)の高さ等について定めることや、周囲の景観との調和の観

点からその材質、形状、緑化の措置等について定めることが考えられ、土石の採取や鉱物の掘採の方法について、露天掘り等の景観に影響の大きい方法を避けたり、採取又は掘採後の植栽等により修復することや、採取又は掘採中の景観を保全するための遮蔽の方法を定めることも考えられる。また、土地の開墾とは、住宅の裏庭等を切り開いて畑とするような場合が通常想定されるものである。 同条第 2 号の「木竹の植栽又は伐採」とは、建築物の敷地内や建築物の間に介在する緑地における木竹を対象とすることが通常想定されるものであって、林業を営むための木竹の植栽又は伐採はおおよそ想定されているものではない。 同条第 3 号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、これらの物件の堆積が、当該地区の良好な景観を損なうおそれがあるものであることから、例えば、堆積の高さ等の規模、遮蔽の方法、堆積を禁止する場所等について定めることが考えられる。 同条第 4 号の「水面の埋立て又は干拓」については、建築物及びその敷地と一体となって良好な景観を形成している場合において、例えば、埋立て後の土地に植栽を行うこと等を定めることが考えられるものであって、海面、河川、ため池等の水面一般に広く設定することは、およそ想定されているものではない。 地域の特性に適さない建築物又は工作物が設置されることにより、地域の良好な景観の形成が阻害される場合、当該対象施設の設置に先立って行われることとなる同条第 1 号から第 4 号の行為を許可制とすること	点からその材質、形状、緑化の措置等について定めることが考えられ、土石の採取や鉱物の掘採の方法について、露天掘り等の景観に影響の大きい方法を避けたり、採取又は掘採後の植栽等により修復することや、採取又は掘採中の景観を保全するための遮蔽の方法を定めることも考えられる。また、土地の開墾とは、住宅の裏庭等を切り開いて畑とするような場合が通常想定されるものである。 同条第 2 号の「木竹の植栽又は伐採」とは、建築物の敷地内や建築物の間に介在する緑地における木竹を対象とすることが通常想定されるものであって、林業を営むための木竹の植栽又は伐採はおおよそ想定されているものではない。 同条第 3 号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、これらの物件の堆積が、当該地区の良好な景観を損なうおそれがあるものであることから、例えば、堆積の高さ等の規模、遮蔽の方法、堆積を禁止する場所等について定めることが考えられる。 同条第 4 号の「水面の埋立て又は干拓」については、建築物及びその敷地と一体となって良好な景観を形成している場合において、例えば、埋立て後の土地に植栽を行うこと等を定めることが考えられるものであって、海面、河川、ため池等の水面一般に広く設定することは、およそ想定されているものではない。

で、土地の形質の変更や木竹の伐採等の基準に適合しない計画を不許可とすることができ、景観形成基準による届出・勧告のみの規制よりも実効性の高い規制が可能である。 なお、令第 24 条において準用する令第 22 条第 4 号の規定により、法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例において、規制不要行為、制限の適用除外に関する規定を、景観地区における規定に準じて定めることとされていることに留意すべきである。 2)(略) (5)略	また、令第 24 条において準用する令第 22 条第 4 号の規定により、法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例において、規制不要行為、制限の適用除外に関する規定を、景観地区における規定に準じて定めることとされていることに留意すべきである。 2)(略) (5)略
8～11 (略)	8～11 (略)